

金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください

金融庁・金融機関等は、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策（以下、マネロン・テロ資金供与対策）に取り組んでいます。犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織が活動しづらい環境を作るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ✓ マネロン・テロ資金供与対策のため、例えば、次のような場合に金融機関窓口などで取引時の情報提供を求められることがあります。

- 多額の現金・小切手による取引や
短期間のうちに頻繁に行われる取引、
当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない取引等

→取引を行う目的や、現金の原資等について、
書面等により確認を求められる等、手続きに時間を要する場合があります。

- 過去に確認した事項についても、再度確認を求められる場合があります。

→その際に、各種書面等の提示を求められる場合があります。



- ✓ また、犯罪組織等が行う様々な手法に対抗できるよう、金融機関等は、それぞれに調査手法等を工夫・実施しています。このため、利用する金融機関等や、行う取引の違い等によって、異なる資料の提出や質問への回答を求められる可能性があります。